

【商法】

（1）について

Q社のR銀行に対する貸金返還債務につき、P社がR銀行との間に保証契約を締結する場合、取締役会による決定が必要な「多額の借財」に該当するかどうかを検討する必要がある（会社法362条4項2号）。というのも、「借財」には保証予約、デリバティブ取引等もあたりうると解されているためである（江頭6版410頁注3など参照。被保証債務が履行されなかった場合にはP社が貸金債務を負担することになるためである）。なお、P社はP社の取締役の債務を保証したわけではなくQ社の債務を保証したにすぎず、P社の取締役との利益が相反する取引であるとはいえないため、利益相反取引には該当しないことに注意が必要である。多額の借財に該当するか否かについては当該借財の額、その会社の総資産および経常利益等に占める割合、当該借財の目的および会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断されるべきであり（東京地裁平成9年3月17日判決。なお、重要財産の処分について最高裁平成6年1月20日判決〔百選2版64事件参照〕）、総資産額15億円、資本金5億円、年商2億円のP社にとって、2億円の保証債務の負担は明らかに「多額」といえるだろう。

P社の取締役会決議がなされていないにもかかわらず、代表取締役Aが締結した保証契約の効力については、代表取締役が包括的な代表権を持つことに鑑みて、内部的意思決定を欠くにとどまるものとして、原則として有効であり、ただ相手方が決議を経ていないことを知りまたは知りうべかりしとき（悪意または有過失）に限って無効であるというのが判例の立場である（最高裁昭和40年9月22日判決〔百選2版65事件〕）。

判例の立場によると、取引の相手方が無過失と認められるためには、①その取引が「多額の借財」に該当し取締役会決議を要するの否か、②取締役会決議がされたか否かにつき調査する必要があるとされ、とくに相手方が金融機関の場合には調査義務が課されると考えられることが多い（江頭6版427頁注4を参照）。P社が資本金5億円であることは登記を閲覧することにより容易に確認できることに鑑みると（会社法911条3項5号）、R銀行は少なくともP社取締役会による承認を得たかどうかについてAに確認する必要があるものと考えられる。したがって、P社による保証債務の無効主張は認められ、R銀行によるP社に対する返済請求は認められないと考えられる。

（2）について

EがA・C・DのP社に対する責任を追及しようとする場合には、A・C・Dに任務懈怠責任を追及することが考えられる（会社法423条）。そしてそのためにEは、P会社に生じた損害を取締役に填補させるためにP社に提訴請求をしたうえで、P社が提訴しない場合には自ら代表訴訟（会社法847条）を提起することとなる。

本件においては、Eは平成26年9月よりP社の株式を保有している株主であるため6か月前から引き続き株式を保有しているということができ、代表訴訟の原告適格は認められる。

P社が保証契約を締結する際に取締役会による決定を得ていた場合、Aら取締役は会社法上の（一般的善管注意義務についての規定を除く）具体的な法令に違反していないが、一般的善管注意義務違反（会社法330条、民法644条）による任務懈怠の有無については検討の余地がある。

そこで、Aらに善管注意義務違反による任務懈怠が認められるかどうかであるが、その有無は取締役の経営に対する萎縮を防ぐためにも「経営判断の原則」に照らして判断されるべきであり、「決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない」（最高裁平成22年7月15日判決〔百選2版52事件〕）と考えるべきこととなろう。Q社は財務状態が極度に悪化していたことから、倒産間近のQ社を救済するとのP社取締役会の判断は不合理であるようにも思われるが、Q社はP社の完全子会社であり、Q社の将来がP社の財務状態に直接影響すること（Q社発行株式の簿価は4億円であり、倒産すればP社の財務状態の大幅な悪化は避けられない）に鑑みれば、Q社を救済するために保証契約を締結するとの判断に明らかに不合理な点があるとはいえないと考えられる。

以上